



令和3年10月1日から、以下のとおり押印の見直しを図ります。申請にあっては新様式をご使用ください。なお、押印が不要となる書類について、令和3年10月1日以降に、様式内に「印」の表記があるものを用いた場合あるいは印が押された場合であっても申請等を受け付けます。

●令和3年10月1日以降、押印の見直しを図るもの

書類名	見直し前の運用方法	見直し後の運用方法
委任状	委任者の署名、押印	委任者の署名 ※押印不要になります
各種証明	申請者の署名又は記名、押印	申請者の署名又は記名 ※押印不要になります
登記名義人変更届	申請者の署名又は記名、押印	申請者の署名又は記名 ※押印不要になります
土地区画整理法 76 条 申請に係る申請書類の うち、以下の書類 ・許可申請書 ・変更許可申請書	申請者の記名、押印	申請者の記名 ※押印不要になります
土地区画整理法 76 条 申請に係る申請書類の うち、以下の書類 ・委任状 ・仮換地使用承諾書 ・底地使用承諾書 ・保留地使用承諾書 ・隣地境界人の承諾を 得たうえで着工する旨 の誓書	申請者の署名、押印	申請者の署名 ※押印不要になります

また、以下については押印の必要を認め、現状維持となります。



●現状維持となるもの

書類名	運用方法	理由
仮換地変更願 (図上分筆)	申請者の署名又は記名、押印 (実印)	念書による確約を示すため
保留地名義変更承認申請書	申請者の署名又は記名、押印(実印)	保留地の権利変動に係るため
保留地の登記識別情報 (登記済証)の代理受領に係る依頼書/解除依頼書	土地権利者の署名又は記名、押印(実印) 担保権者の署名又は記名、押印(実印)	保留地の権利変動に係るため
土地区画整理法 76 条申請に係る申請書類のうち、以下の書類 ・確約書	申請者の署名、押印(実印)	申請者との確約を示すため

●用語解説

署名・・・自署(自分で自分の氏名を書き記す)。

記名・・・自署(自分で自分の氏名を書き記す)以外の方法で氏名を記すこと。

(例) パソコンによる印字、ゴム印など

●特記事項

署名としている書類について、会社等の住所印による記入は可とします。

●担当 伊勢崎市役所

区画整理課 TEL0270-27-2770

(西部地区、東部第二地区、茂呂第一地区)

市街地整備課 TEL0270-21-7490

(伊勢崎駅周辺第一地区、伊勢崎駅周辺第二地区)